

令和6年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会

議 事 録

1 日程等

(1) 日 時

令和6年8月9日（金）午後2時30分から午後3時22分まで

(2) 場 所

県庁10階漁業調整委員会室

(3) 出席者

次頁のとおり

2 議事内容及び結果

(1) 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

→ 原案のとおり制限措置を定めることを適当とする旨，答申することを決定

(2) くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

→ 意見なし

令和6年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会

日時：令和6年8月9日(金) 午後2時30分から

区 分	氏 名	出 欠
漁業者・漁業従事者委員	(会長) 阿久根 金也	○
漁業者・漁業従事者委員	川 畑 三 郎	×
漁業者・漁業従事者委員	楠 田 勇 二	○
漁業者・漁業従事者委員	小 崎 春 海	×
漁業者・漁業従事者委員	迫 田 洋 則	○
漁業者・漁業従事者委員	(会長職務代理者第1位) 重 信 雅 彦	○
漁業者・漁業従事者委員	田 村 眞 一	○
漁業者・漁業従事者委員	野 村 敬 司	○
学 識 経 験 委 員	(会長職務代理者第2位) 柳 原 重 臣	○
学 識 経 験 委 員	佐 野 雅 昭	×
学 識 経 験 委 員	西 一 樹	×
中 立 委 員	肥 後 正 司	○
中 立 委 員	前 田 圭 子	×
中 立 委 員	前 田 祝 成	×

(出席者) 8人

(欠席者) 6人

【事務局等】

職名	氏名
事務局長（水産振興課資源管理監）	板 坂 信 明
事務局次長（水産振興課漁業調整係長）	村 田 圭 助
書記（水産振興課漁業調整係主査）	赤 崎 の ど か
水産振興課漁業調整係技術主査	小 路 口 拡 輝
水産振興課漁業調整係水産技師	山 神 諒 平
水産振興課漁業監理係水産技師	吉 田 悠 馬

— 令和6年8月9日（金）午後2時30分開始 —

【開会】

○ 板坂事務局長

ただいまから令和6年度第3回鹿児島海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は、委員14人中8人の出席をいただいておりますので、本委員会は成立いたします。

注意事項です。発言は挙手の上、議長の下承を得た後に、マイクがお手元に届いてから行うようにしてください。

それでは、議長に挨拶と議事進行をお願いいたします。

○ 阿久根議長

皆さんこんにちは。毎日暑い中、サメの問題や赤潮、いろいろな問題が山積する中で、一生懸命頑張っておられることと存じております。

県連合海区の件なんです、先日、県連合海区の会議がありまして、甲山前会長が御逝去されて欠員になっておりましたので、会長決めがありました。推薦をいただいて、満場一致で私が任期満了まで、連合海区でも会長ということになりましたので、よろしくお願いいたします。

【議事録署名者の指名】

○ 阿久根議長

それでは議事に入る前に、議事録署名者について私から指名するということでよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

今回は、楠田委員と柳原委員をお願いいたします。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

早速議事に入ります。

【議題1 知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）】

○ 阿久根議長

議題1は「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」です。これは諮問事項です。

県執行部からの説明をお願いします。

○ 事務局（山神水産技師）

水産振興課漁業調整係の山神です。

議題1について御説明します。資料1となります。

本議題は諮問事項ですので、まずは1ページの諮問文を読み上げます。

(諮問文)

水振第338号
令和6年8月9日
(水産振興課扱い)

鹿児島海区漁業調整委員会会長 様

鹿児島県知事

知事許可漁業に係る制限措置等の公示について（諮問）

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容等を定めたいので、漁業法第58条において準用する第42条第3項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

○ 事務局（山神水産技師）

2ページをお開きください。今回、4つの漁業について諮問いたします。

はじめに、稚うなぎ漁業について御説明いたします。

当該漁業につきましては、ウナギ養殖用の種苗となる稚ウナギの採捕を目的とした漁業です。制限措置については資料に示しているとおりで、昨年と同様の内容になっています。

操業区域は、5ページ以降に別途示しております。操業区域の1から29及び33から35が鹿児島本土に設定される区域となっております。漁業時期については、例年同様、12月から3月のうち、資源管理措置として、操業日数を90日間に短縮しております。

なお、許可の有効期間については、令和4年に承認いただいたとおり、今回公示する漁業時期とします。

許可又は起業の認可をすべき者の数は合計1,230名で、うち8名がふくろ網の使用となっております。昨年度の許可数は1,215名、うち8名がふくろ網使用であり、昨年度と同数程度ですので、許可を行って問題ないと考えております。

申請すべき期間は、令和6年9月2日から10月11日までとします。

続いて9ページ、さわら流し網漁業について御説明いたします。

本漁業許可は、令和6年9月30日をもって許可期間が満了しますので、新たに制限措置を設定するものです。

制限措置は、現在の許可と同様のものを設定しておりまして、許可すべき船舶の数は32隻であり、現許可数から14隻の減少となっております。

許可の有効期間は、令和6年10月1日から令和9年9月30日で、申請すべき期間は、令和6年8月19日から9月10日までとします。

続いて10ページ、きびなご流し網漁業について御説明します。

本件は、新規で許可要望があったもので、現在、ごち網等の操業を行っている漁業者が、経営の安定のために、新たにきびなご流し網を操業しようとするものです。きびなご流し網は、前回、令和4年の更新時に、15隻ほど許可者が減少しており、今回要望のあった2者に許可を行っても過去の許可数を超えるも

のではなく、許可して問題ないと考えています。

制限措置の内容は、他の許可者に合わせており、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は2隻です。

許可の有効期間は、他の許可者に合わせて、許可日から令和7年2月28日まで、申請すべき期間は令和6年8月19日から9月10日までとしています。

続いて11ページ、小型定置網漁業についてです。

本漁業許可は、令和6年11月9日をもって許可期間が満了します。新たに制限措置を設定するものです。制限措置は、現在の許可と同様のものを設定しておりまして、許可すべき漁業者の数は2人となっており、現許可数と同数です。

許可の有効期間は、令和6年11月10日から令和9年11月9日で、申請すべき期間は令和6年9月2日から同月30日までとしております。

12ページ以降は、参考資料となっております。

説明は以上です。御審議のほど、お願いします。

○ 阿久根議長

県から説明が終わりました。

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございませんか。

○ 阿久根議長

参考までに稚ウナギについて、今年は相当値段も良かったみたいですが、密漁とか検挙した事例があったのか、教えていただければ。

○ 事務局（山神水産技師）

稚ウナギに関して密漁などの検挙実績があったかということなのですが、こちらで把握している検挙等の実績はありません。ただ、実際そういうふうな話がないわけではないですので、警察等と連携しながら、取締りを強化していこうと考えています。

○ 阿久根議長

そういうことらしいです。

それでは、議題1の「知事許可漁業に係る制限措置等の公示について」は、原案のとおり制限措置等の内容を定めることが適当とする旨、答申することとしてよろしいですか。

（「はい。」という声あり。）

○ 阿久根議長

それでは、そのように答申することに決定いたします。

【議題2 くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）】

○ 阿久根議長

続きまして議題2は、くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用についてです。これは報告事項です。

県執行部からの説明をお願いいたします。

○ 事務局（吉田水産技師）

くろまぐろに関する令和6管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について、私から報告をさせていただきます。資料2を御覧ください。

1ページから御説明したいと思います。

まず、概要でございます。

今回は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までを期間とする令和6管理年度において、国からの追加配分及び沖縄県の融通を受けて、本県クロマグロ漁業の各管理区分に配分をいたしましたので、その報告となります。

各管理区分への配分ルールとしましては、おおむね1割を県の留保とし、残りのおおむね9割を、平成22年から平成24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じて、それぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映することとされています。

また、管理年度中に国からの追加配分等により、本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上述の配分基準に準じて、当該漁獲可能量を配分します。

配分方法は、令和2から令和4管理年度の漁獲実績をもとに、各管理区分ごとに次の比率で配分をしており、今回譲渡をいただいた分も同比率を適用しています。

まず、大型魚についてです。「2配分結果」を御覧ください。

大型魚の配分比率は、定置漁業対その他のクロマグロ漁業が、63対37となっています。大型魚は、国からの追加配分及び沖縄県の融通、合わせて5.3トンの追加となりました。各管理区分へは、定置漁業に3.0トン、その他のクロマグロ漁業に1.8トンの追加となり、変更後の漁獲可能量は、定置漁業が8.1トン、その他のクロマグロ漁業が4.7トンで、合計12.8トンとなりました。

次に小型魚です。2ページを御覧ください。

小型魚の配分比率は、定置漁業対その他のクロマグロ漁業が79対21となっております。小型魚は、国から9.7トンの追加配分があり、上半期の漁獲可能量に、定置漁業は6.8トン、その他のクロマグロ漁業は1.9トンの追加となりました。変更後の漁獲可能量は、定置漁業が16.9トン、その他のクロマグロ漁業は4.6トンで、合計21.5トンとなりました。

上半期と下半期の内訳を申し上げますと、定置漁業は上半期が11.7トン、下半期が5.2トン。その他のクロマグロ漁業は上半期2.8トン、下半期1.8トンとなっております。

また、国からの追加配分については、6月14日付けの県公報により告示済みです。沖縄県の融通につきましても、8月6日付けの県公報により告示済みとなっております。

なお、資料には記載しておりませんが、令和6管理年度の漁獲実績としましては、8月9日時点で、定置漁業における大型魚は8.1トンの漁獲枠に対して約160パーセント、4.8トン超過の12.9トン。その他漁船漁業における大型魚は、4.7トンの漁獲枠に対して、約79パーセントの消化率となる3.7トンとなっています。

なお、大型魚については、定置漁業が6月26日から、その他漁船漁業が同月29日から採捕停止となっているところです。

一方、定置漁業における小型魚は、上半期の漁獲枠11.7トンに対して、7%の

消化率となる約0.9トン。その他漁船漁業における小型魚は、上半期の漁獲枠2.8トンに対し、約18%の消化率となる0.5トンとなっています。

以上で説明を終わります。

○ 阿久根議長

ただいま、県から説明が終わりました。

これは報告事項でしたが、委員の皆様方から御意見、御質問等ございますか。

御意見ないようですので、これは報告事項ですので、そのように取り計らうことといたします。

【その他】

○ 阿久根議長

本日の付議事項は以上となりますが、委員の皆様方から何かありますか。

事務局から何かありますか。

○ 事務局（小路口技術主査）

はい。

○ 阿久根議長

事務局。

○ 事務局（小路口技術主査）

漁業調整係の小路口でございます。その他でございますが、八代海の機船船びき網漁業の操業区域拡大について、現状を御報告させていただきます。

昨年12月に、操業区域を拡大する許可の公示をしたところまでは、これまでの委員会で御説明をさせていただいております。

その後の状況について、説明させていただきます。

公示後、2月下旬に、東町漁協所属の2名から許可申請がありました。

その間、熊本県から、公示したことに対しての抗議や許可をしないことを求める要請が、文書や電話でございました。

さらに、熊本県から水産庁に対して仲裁を依頼して、熊本県、鹿児島県、水産庁の3者での協議が2月からスタートしております。

協議を行う上で、春漁は協議時間が短すぎるということで、申請者に了解をいただき、一旦春漁は見送りをいたしまして、秋漁からの操業を目指して、これまで協議を進めてまいりました。

これまでの協議の中で、熊本県側からは「拡大した海域で操業した場合は取締りを行う。」「操業は一切認められない。」と、非常に強硬な態度でありましたけれども、水産庁からは「試験操業で行ってはどうか」と提案があり、県としては、形は変わるけれども、申請者が操業できることに変わりないことから、水産庁のこの提案を受け入れる方向で考えております。ただ、熊本県からは「資源状況や操業実態を踏まえると、試験操業も認められない」と意見がございました。

そこで、先般、水産庁から「行政だけではなく、海区委員も交えた協議を行ってはどうか」と提案がございました。現状については、以上となります。

○ 阿久根議長

ただいま、現状の説明・報告がありました。
ここで暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

○ 阿久根議長

それでは議事に戻ります。

ただいま説明について、御意見、御質問ございますか。

それではないようですので、8月29日を予定として、福岡県で水産庁を仲介として、熊本県との協議をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

他に委員の皆様方から何かありませんか。

私から1つ。ネットニュースで見たんですが、漁業指導取締兼調査船「おおすみ」が約15億で代船というのが出ていて、我々も知らなかったのも、委員の皆様方に分かる範囲で教えてもらえれば。

○ 板坂事務局長

「おおすみ」の代船建造につきましては、昨年度の予算で設計をしています。今年度、その設計をもとに造船所の入札を行いまして、今仮契約の状況です。

議会を経て本契約という形になるんですけれども、実際の着工が10月ぐらいから始まって2か年かけて15億円ということで、令和8年2月末に完成する予定です。

今の「おおすみ」と同じような機能といいますか、モジャコ調査を「おおすみ」はやっているの、取締兼調査船ですけれども、モジャコ調査は引き続き行うことで考えてます。今の「おおすみ」は元々調査船であつたわけで、船速が遅いということで、大きさとしては長くなって、今67トンなんですけれども、100トンぐらいの、少し船は大きくなります。

○ 阿久根議長

今の「制海」は120トンかな。

○ 板坂事務局長

129トンですね。

○ 阿久根議長

ああいう形の、ああいう船ができるのかな。

○ 板坂事務局長

そこまで高速船ではないですけど。

○ 阿久根議長

安定型の1週間くらい走行できる船。「制海」は高速船で2泊3日ぐらいだけど、「おおすみ」は航続距離を長くするためにああいう形で造ったと聞いたことがあるけど。そういう二本立てで、調査を目的としたような。

○ 板坂事務局長

今の「おおすみ」は取締りの方がメインになっているので、調査はモジャコくらいかなというところです。

船が少し大きくなった理由としては、船内環境の居住区に2人部屋があったんですけども、個室にしないと人材が来ないということや、女性が乗る場合もあるので、シャワーが今1つずつしかないんですけども、2つに増やしたりします。

○ 阿久根議長

「制海」の似たようなものが2隻になるということか。

○ 板坂事務局長

そうですね。

○ 阿久根議長

そのように鹿児島県も、多大な税金を使って水産を守るためにやるらしいので、我々も頑張ってそれに応えられるように、漁師が働きやすい環境をつくってやるような委員会でありたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、今日の委員会はこれで終わりとなりますが、報告ありますか。

【閉会】

○ 阿久根議長

ではこれで、第3回鹿児島海区漁業調整委員会を閉会いたします。
議事進行に御協力いただき、誠にありがとうございました。

○ 板坂事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の委員会はこれで終了いたします。

— 令和6年8月9日（金）午後3時22分終了 —